官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務八二）　一
○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件
（国土交通一二二一～一二二三）　三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件
（防衛二五六）　六
○道路に関する件
（北海道開発局七四、七五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　七
〔褒　賞〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
保障契約証明書の無効について
（九州運輸局）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（埼玉労働局最低賃金公示三）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　八
戸籍が滅失した件
（法務省告示配一五一）　八
〔公　告〕　八
諸　事　項
官庁
会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出、次期中等練習機及び地上教育器材並びに次期連絡機の提案要求書の手交に関する説明会関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

その他告示

○法務省告示第八十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年十月十五日

法務大臣　山下　貴司

認証紛争解決事業者の名称及び住所
山形県司法書士会
山形県山形市小白川町一丁目十六番二十六号

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号、二号及び第五号に係る変更

変更の認証年月日
令和八年十月一日

○国土交通省告示第千二百二十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年八月二十一日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026—TA0005—1	トヨタ　7AW—AXU　H78R	ステーションワゴン	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
2026—TA0005—2	〃	〃	〃
2026—TA0005—3	〃	〃	〃
2026—TA0005—4	〃	〃	〃
2026—TA0005—5	〃	〃	〃
2026—TA0005—6	〃	〃	〃
2026—TA0005—7	〃	〃	〃
2026—TA0005—8	〃	〃	〃
2026—TA0005—9	〃	〃	〃
2026—TA0005—10	〃	〃	〃
2026—TA0005—11	〃	〃	〃
2026—TA0005—12	〃	〃	〃
2026—TA0005—13	〃	〃	〃
2026—TA0005—14	〃	〃	〃
2026—TA0005—15	〃	〃	〃